

議第70号

富士市税条例等の一部を改正する条例制定について

富士市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年6月13日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市税条例等の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（条例第 号）

（富士市税条例の一部改正）

**第 1 条** 富士市税条例（昭和 61 年富士市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 4 項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 28 条第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第 18 条第 6 項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 28 条第 1 項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第 24 条の 2 第 1 項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第 2 項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第 27 条第 1 項ただし書中「所得税法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第 28 条の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が 1,000 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第 313 条第 3 項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第 4 項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が 133 万円以下であるものに限る。次条第 1 項において同じ。）の氏名  
第 28 条の 3 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第 48 条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 95 万円以下であるも

のに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第53条中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第69条第1項中「平成35年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

第84条の2第1項中「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第84条の3第1項中「交付手数料」を「交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料」に改める。

附則第9条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第12条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改める。

附則第26条第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り、適用する。

附則第29条第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第31条の3の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第28条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第31条の3の4第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第28条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第31条の3の4第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを

む。)」を削る。

附則第31条の8を削る。

(富士市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

**第2条** 富士市税条例等の一部を改正する条例(令和3年富士市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、富士市税条例第28条の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2項中「(以下「新条例」という。)」を削り、「の規定中個人の市民税に関する部分(新条例附則第8条を除く。)」を「第13条第2項、第17条第1号及び第28条の3第1項並びに附則第7条第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

**第1条** この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中富士市税条例第28条の2の見出し及び同条第1項並びに第28条の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第9条の3の2第1項及び第29条第3項の改正規定並びに同条例附則第31条の8を削る改正規定並びに第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)

の規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中富士市税条例第18条第4項及び第6項、第24条の2第1項及び第2項、第27条第1項ただし書並びに第53条の改正規定並びに同条例附則第26条第2項、第31条の3の3第4項並びに第31条の3の4第4項及び第6項の改正規定並びに第2条(富士市税条例等の一部を改正する条例附則第2項の改正規定に限る。)の規定並びに次条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中富士市税条例第84条の2第1項及び第84条の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和6年4月1日

(市民税に関する経過措置)

**第2条** 第1条の規定による改正後の富士市税条例(以下「新条例」という。)第28条の2第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき第28条の2第1項に規定する給与について提出する同項及び

同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の富士市税条例（次項において「旧条例」という。）第28条の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第28条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第28条の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第28条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 前条第2号に掲げる規定による改正後の富士市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の富士市税条例第84条の2第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

2 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の富士市税条例第84条の3第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

議第71号

富士市手数料条例の一部を改正する条例制定について

富士市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年6月13日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市手数料条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（条例第 号）

富士市手数料条例（平成12年富士市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第86号の2の表中

「

1万5,000円	5万2,000円
2万6,000円	11万8,000円
4万2,000円	18万7,000円
6万8,000円	36万8,000円
10万8,000円	65万6,000円
16万4,000円	112万7,000円
27万7,000円	208万2,000円
35万円	297万4,000円
39万8,000円	364万3,000円

を

」

「

1万5,000円	5万1,000円
2万6,000円	11万5,000円
4万1,000円	18万3,000円
6万7,000円	35万9,000円
10万6,000円	64万2,000円
16万円	110万1,000円
27万1,000円	203万5,000円
34万3,000円	290万7,000円
38万9,000円	356万1,000円

に改め、同項第86号の2の2中「長期優良住宅

」

建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改め、同号の表中「確認書」を「住宅性能評価書又は確認書」に、

「

2万2,000円	7万7,000円
3万8,000円	17万6,000円
6万1,000円	28万円
10万1,000円	55万円
16万1,000円	98万3,000円
24万5,000円	168万9,000円
41万5,000円	312万2,000円
52万5,000円	446万円
59万5,000円	546万3,000円

を

」

「

2万2,000円	7万5,000円
3万7,000円	17万2,000円
6万円	27万3,000円
9万9,000円	53万8,000円
15万7,000円	96万1,000円
23万9,000円	165万1,000円
40万5,000円	305万2,000円
51万3,000円	436万円
58万2,000円	534万円

に改め、同表備考中「長期優良住宅建築等計

」

画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改め、同項第86号の2の3の表中

「

1万2,000円	3万1,000円
2万1,000円	6万7,000円
3万4,000円	10万7,000円
5万2,000円	20万2,000円
8万6,000円	36万1,000円

を



13万7,000円	61万8,000円
22万8,000円	113万1,000円
28万5,000円	159万7,000円
31万6,000円	193万9,000円

」

「

1万2,000円	3万円
2万円	6万5,000円
3万3,000円	10万4,000円
5万1,000円	19万7,000円
8万4,000円	35万3,000円
13万4,000円	60万4,000円
22万3,000円	110万5,000円
27万9,000円	156万1,000円
30万9,000円	189万5,000円

に改め、同項第86号の2の4中「長期優良住宅

」

建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改め、同号の表中「確認書」を「住宅性能評価書又は確認書」に、

「

1万7,000円	4万5,000円
3万円	9万9,000円
4万9,000円	15万9,000円
7万7,000円	30万1,000円
12万8,000円	54万円
20万4,000円	92万6,000円
34万1,000円	169万5,000円
42万7,000円	239万4,000円
47万3,000円	290万7,000円

を

」

「

1万7,000円	4万4,000円
2万9,000円	9万7,000円
4万8,000円	15万5,000円
7万5,000円	29万5,000円
12万6,000円	52万8,000円
19万9,000円	90万5,000円
33万4,000円	165万7,000円
41万7,000円	234万1,000円
46万2,000円	284万1,000円

に改め、同表備考中「長期優良住宅建築等計

」

画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議第72号

富士市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

富士市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年6月13日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市国民健康保険条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（条例第 号）

富士市国民健康保険条例（昭和41年富士市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号から第3号までの規定中「5人」を「3人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年8月1日から施行する。

議第73号

富士市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について

富士市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年6月13日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（条例第 号）

富士市病院事業使用料及び手数料条例（昭和59年富士市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「		「		
	5,500円		7,700円	
	3,300円	を	5,500円	に改める。
	2,750円		3,300円	
	1,650円		2,090円	
」		」		

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議第74号

富士市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

富士市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年6月13日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（ 条 例 第 号）

富士市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年富士市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「又は差し押える」を「、又は差し押さえる」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。